

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

令和 5 年（2023 年）9 月 20 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

札幌市子ども医療費助成条例（昭和 48 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条中「。）による」の次に「被保険者若しくは」を加え、同条第 2 号中「15 歳」を「18 歳」に改める。
- (2) 第 3 条中「（12 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある対象者にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）」を削り、「次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に」を「初診時一部負担金として市長が」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 3 条の改正規定及び附則第 3 項の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の改正規定及び次項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（理 由）

令和6年4月1日から、12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の通院及び入院に係る医療費の助成内容を拡充するとともに、令和7年4月1日から、助成の対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大するため、本案を提出する。